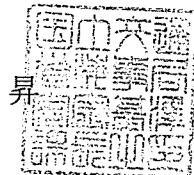




国海安第153号の2  
平成20年3月19日

(社) 日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局  
安全基準課長 安藤



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査心得の一部改正について

操作手引書等の言語及びジェットフォイル等一部の船舶のふん尿等排出防止設備等について、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査心得の一部を改正し、平成20年4月1日より適用することと致しましたので、関係各位への周知を含めよろしくお取り計らい願います。

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査心得

(傍線の部分は改正部分)

改 正	現 行	現 行
	I 海上汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令	I 海上汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令
11.8 (c)	操作手引書は、船舶職員が使用する言語で記載し、 <u>船舶職員が使用する言語が英語又はフランス語ではない場合にあっては、英語又はフランス語の訳文を付記すること。</u> ただし、これらの訳文を付記することに替えて、 <u>船舶職員が使用する言語版と船舶職員が使用する言語以外の言語版とを別冊としても差し支えない。</u>	操作手引書は、 <u>日本語で記載し、かつ、英語、フランス語又はスペイン語の訳文を付記すること。</u> <u>ただし、これらの訳文を付記することに替えて、日本語版と日本語以外の言語版とを別冊としても差し支えない。</u>
16.6 (c)	操作手引書は、 <u>船舶職員が使用する言語で記載することとし、船舶職員が使用する言語が英語又はフランス語でない国際航海に従事するタンカーにあっては、英語又はフランス語の訳文を付記すること。</u> ただし、これらの訳文を付記することに替えて、 <u>船舶職員が使用する言語版と船舶職員が使用する言語以外の言語版とを別冊としても差し支えない。</u>	操作手引書は、 <u>日本語で記載することとし、国際航海に従事するタンカーにあっては、日本語に英語、フランス語又はスペイン語の訳文を付記すること。</u> <u>ただし、これらの訳文を付記することに替えて、日本語版と日本語以外の言語版とを別冊としても差し支えない。</u>
19.0 (c)	(損傷範囲の想定) 表中 本条に規定する距離 船尾垂線から貨物艤等の後端までの距離 Xa 船尾垂線から貨物艤等の前端までの距離 Xf (以下略)	(損傷範囲の想定) 表中 本条に規定する距離 船尾垂線から貨物艤等の後端までの距離 Xf 船尾垂線から貨物艤等の前端までの距離 Xa (以下略)

	改 正	後	現 行
	有害液体物質排出防止設備の操作手引書	有害液体物質排出防止設備の操作手引書	有害液体物質排出防止設備の操作手引書
30.0 (b)	操作手引書は船舶職員が使用する言語で記載することとし、船舶職員が使用する言語が英語、フランス語又はスペイン語でない国際航海に従事する有害液体物質ばら積み船については、英語、フランス語又はスペイン語の訳文を付記すること。 ただし、これらの訳文を付記することとともに差し支えない。	操作手引書は、日本語で記載することとし、国際航海に從事する有害液体物質ばら積船にあっては、 <u>日本語に英語、フランス語又はスペイン語の訳文を付記すること。</u> ただし、これらの訳文を付記することとともに差し支えない。	操作手引書は、日本語で記載することとし、 <u>日本語に英語、フランス語又はスペイン語の訳文を付記すること。</u> ただし、これらの訳文を付記することとともに差し支えない。
36.0 (a)	(ふん尿等排出防止設備) ふん尿等淨化裝置、ふん尿等處理裝置又はふん尿等貯留タンクにふん尿等が流入する管は、便器、医療区域内にある洗浄用容器及び排水口並びに生きている動物を收容している場所から通じていること。 また、「船外に通ずる管」とは、標準排出連結具が取り付けられる陸上げ用の管をいう。	(ふん尿等排出防止設備) ふん尿等淨化裝置、ふん尿等處理裝置又はふん尿等貯留タンクにふん尿等が流入する管は、便器、医療区域内にある洗浄用容器及び排水口並びに生きている動物を收容している場所から通じていること。 また、「船外に通ずる管」とは、標準排出連結具が取り付けられる陸上げ用の管をいう。	(ふん尿等排出防止設備) ふん尿等淨化裝置、ふん尿等處理裝置又はふん尿等貯留タンクにふん尿等が流入する管は、便器、医療区域内にある洗浄用容器及び排水口並びに生きている動物を收容している場所から通じていること。 また、「船外に通ずる管」とは、標準排出連結具が取り付けられる陸上げ用の管をいう。
37.1 (a)	(略)	(略)	(略)
38.0 (a)	(ふん尿等淨化裝置) 第2号にある「船舶内において発生するふん尿等の淨化のための十分な能力」とは、次の負荷をかけた場合において、技術基準令第38号第1号イ、ロ及びハの基準を満足する能力をいう。 汚水量( $m^3$ /日) = 最大搭載人員(人) × 40.0 に示す $q(q_1, q_2$ を含む。) <u>生物化学的酸素要求量(g/日) = 最大搭載人員(人) × 13.5 (g/人/日)</u>	第1号にある「十分な能力」とは、船舶の最大搭載人員及び40.0に示す $q(q_1, q_2$ を含む。)(この場合にあっては、「ふん尿等貯留タンク」は「ふん尿等淨化装置」と読みかえる。)に応じた淨化が行える能力を有することをいう。	第1号にある「十分な能力」とは、船舶の最大搭載人員及び40.0に示す $q(q_1, q_2$ を含む。)(この場合にあっては、「ふん尿等貯留タンク」は「ふん尿等淨化装置」と読みかえる。)に応じた淨化が行える能力を有することをいう。

		改 正	現 行
39.0 (a)	第2号にある「十分な能力」とは、船舶の最大搭載人員及び40.0に示すq(この場合にあっては、「ふん尿等貯留タンク」は「ふん尿等処理装置」と読みかえる。)に応じた処理が行為する能力を有することをいう。	39.0 (a) 第1号にある「十分な能力」とは、38.0に準ずる。	
40.0 (a)	第1号にある「十分な容量」とは、次の算式により算定した値(V)以上の能力をいう。 (1) 排出を行うことができる海域において、排出する設備を有する場合	40.0 (a) 第1号にある「十分な容量」とは、次の算式により算定した値(V)以上の能力をいう。 (1) 排出を行うことができる海域において、排出する設備を有する場合	40.0 (a) 第1号にある「十分な容量」とは、次の算式により算定した値(V)以上の能力をいう。 (1) 排出を行うことができる海域において、排出する設備を有する場合
	V (m <sup>3</sup> ) = [(n2 + n3)T + n1 · t]q + R V:十分な容量(m <sup>3</sup> ) N:最大搭載人員(人) [N=n1+n2+n3] n1:旅客(人) n2:船員(人) n3:その他の定員(人) q:0.060(m <sup>3</sup> /人/日)	V (m <sup>3</sup> ) = [(n2 + n3)T + n1 · t]q + R V:十分な容量(m <sup>3</sup> ) N:最大搭載人員(人) [N=n1+n2+n3] n1:旅客(人) n2:船員(人) n3:その他の定員(人) q:0.060(m <sup>3</sup> /人/日)	V (m <sup>3</sup> ) = [(n2 + n3)T + n1 · t]q V:十分な容量(m <sup>3</sup> ) N:最大搭載人員(人) [N=n1+n2+n3] n1:旅客(人) n2:船員(人) n3:その他の定員(人) q:0.060(m <sup>3</sup> /人/日)
	ただし、現存船等の船舶の構造上0.060を適用することが困難な船舶の場合には、流量調整可能な弁又は循環式等の便器の洗浄方式等を考慮し、次の算式より算出される値(q1)をqの値とすることができる。	ただし、現存船等の船舶の構造上0.060を適用することが困難な船舶の場合には、流量調整可能な弁又は循環式等の便器の洗浄方式等を考慮し、次の算式より算出される値(q1)をqの値とすることができる。	ただし、現存船等の船舶の構造上0.060を適用することが困難な船舶の場合には、流量調整可能な弁又は循環式等の便器の洗浄方式等を考慮し、次の算式より算出される値(q1)をqの値とすることができる。
	q1=0.002 + [便器の洗浄方式等により大便1回及び小便4回に使用する水量] × 1.2 + [特別な便器の洗浄方式等により必要な水量]	q1=0.002 + [便器の洗浄方式等により大便1回及び小便4回に使用する水量] × 1.2 + [特別な便器の洗浄方式等により必要な水量]	q1=0.002 + [便器の洗浄方式等により大便1回及び小便4回に使用する水量] × 1.2 + [特別な便器の洗浄方式等により必要な水量]
	また、ふん尿等貯留タンクにふん尿等が流入する管に接続される他の管がある場合は、次の算式により算出される値(q2)をqの値としなければならない。	また、ふん尿等貯留タンクにふん尿等が流入する管に接続される他の管がある場合は、次の算式により算出される値(q2)をqの値としなければならない。	また、ふん尿等貯留タンクにふん尿等が流入する管に接続される他の管がある場合は、次の算式により算出される値(q2)をqの値としなければならない。
	q2=0.060(又はq1)+[当該他の管で使用される汚水の量(m <sup>3</sup> /人/日)]	q2=0.060(又はq1)+[当該他の管で使用される汚水の量(m <sup>3</sup> /人/日)]	q2=0.060(又はq1)+[当該他の管で使用される汚水の量(m <sup>3</sup> /人/日)]
	例えば、便器からの管と浴槽からの排水管が接続されている場合にあっては、q2の値は0.060(又q1)に当該船舶の全浴	例えば、便器からの管と浴槽からの排水管が接続されている場合にあっては、q2の値は0.060(又q1)に当該船舶の全浴	例えば、便器からの管と浴槽からの排水管が接続されている場合にあっては、q2の値は0.060(又q1)に当該船舶の全浴

	改 正	後	現	行
槽で一日に使用される水量を最大搭載人員で除した値を加えた値とする。			槽で一日に使用される水量を最大搭載人員で除した値を加えた値とする。	
R:洗浄方式等により必要な初期水( $m^3$ )			T:ふん尿等の排出禁止区域を航行するに必要な時間及び予定される港湾内等最大停泊日数の和(日)又は1日のうち、いずれか大きい値(日)	T:ふん尿等の排出禁止区域を航行するに必要な時間及び予定される港湾内等最大停泊日数の和(日)又は1日のうち、いずれか大きい値(日)
t: ふん尿等の排出禁止区域を往復するに必要な時間及び予定される港湾内等最大停泊日数の和(日) 又は1日のうち、いずれか大きい値(日)			t: ふん尿等の排出禁止区域を往復するに必要な時間及び予定される港湾内等最大停泊日数の和(日)又は1日のうち、いずれか大きい値(日)	t: ふん尿等の排出禁止区域を往復するに必要な時間及び予定される港湾内等最大停泊日数の和(日)又は1日のうち、いずれか大きい値(日)
			ただし、港湾内の停泊中、旅客の宿泊を行わない船舶にあっては、「予定される港湾内等最大停泊日数」は「旅客が乗下船に必要な時間」と読みかえて算出された日数又は1日のうち、いずれか大きい値(日)とすることができる。	ただし、港湾内の停泊中、旅客の宿泊を行わない船舶にあっては、「予定される港湾内等最大停泊日数」は「旅客が乗下船に必要な時間」と読みかえて算出された日数又は1日のうち、いずれか大きい値(日)とすることができる。
			(2) 排出を行うことができる海域において、排出する設備を有しない場合	(2) 排出を行うことができる海域において、排出する設備を有しない場合
			$V (m^3) = NT' q + R$	$V (m^3) = NT' q$
R:洗浄方式等により必要な初期水( $m^3$ )			T':陸上げまでに必要な最大航海日数又は1日のうち、いずれか大きい値(日)	T':陸上げまでに必要な最大航海日数又は1日のうち、いずれか大きい値(日)
			なお、全没水型水中翼船にあつては、(1)または(2)におけるT, t 及び T' 中の「1日」をそれぞれ「8.0/v(日)」と読みかえる。	なお、全没水型水中翼船にあつては、(1)または(2)におけるT, t 及び T' 中の「1日」をそれぞれ「8.0/v(日)」と読みかえる。
			v:船舶の試運転時における最大航海速力又はこれに準ずる航海速力(ノット)	v:船舶の試運転時における最大航海速力又はこれに準ずる航海速力(ノット)
			II 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則	II 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査等に関する規則
45.8 (a)			第18条に規定する複数の区分に係る検査を同時に受ける場合に納付する手数料については、手数料納付書に当該区分ごとの手数料を記載すること。	第18条に規定する複数の区分に係る検査を同時に受ける場合に納付する手数料については、手数料納付書に当該区分ごとの手数料を記載すること。